

千葉県警察特別捜査官採用時教養実施要綱の制定について

平成17年3月25日
例規（教）第20号
警察本部長

〔沿革〕 平成24年7月27日例規（教）第35号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成17年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

千葉県警察特別捜査官採用時教養実施要綱

1 趣旨

この要綱は、特別捜査官の採用時教養に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

特別捜査官とは、高度な専門的知識又は特別な能力に基づき犯罪捜査等を専門的に行う警察官として採用された者で、国際捜査官、サイバー犯罪捜査官及び財務捜査官をいう。

3 特別捜査官採用時教養の編成

特別捜査官の採用時教養は、特別捜査官任用科及び特別捜査官捜査実務研修をもって編成する。

4 特別捜査官任用科

(1) 教養場所は、千葉県警察学校とする。

(2) 教養課程は、国際捜査官課程、サイバー犯罪捜査官課程及び財務捜査官課程とする。

(3) 教養目的は、警察官に必要な知識及び技能の修得とする。

(4) 教養期間

ア 警部で採用された者は、1か月とする。

イ 警部補及び巡査部長で採用された者は、6か月とする。

(5) 教養内容は、警察学校長が定めるものとする。

5 特別捜査官捜査実務研修

(1) 研修場所は、刑事部刑事総務課附置の捜査実務研修所とする。

(2) 研修課程は、国際捜査官課程、サイバー犯罪捜査官課程及び財務捜査官課程とする。

(3) 研修目的は、職務に必要な捜査実務の知識及び技能の修得とする。

(4) 研修期間

ア 国際捜査官課程は、6か月とする。

イ 財務捜査官課程及びサイバー犯罪捜査官課程は、2か月とする。

(5) 研修内容は、捜査実務研修所長が定めるものとする。